

議案第10号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成18年渋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「部等」を「部」に改め、同条第1号中「市長戦略部」を「総合戦略部」に改め、同条第3号中「総合政策部」を「情報防災部」に改め、同条第6号中「スポーツ健康部」を「育都推進部」に改め、同条第9号を削る。

第2条各号列記以外の部分中「部等」を「部」に改め、同条第1号中「市長戦略部」を「総合戦略部」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 市政の総合企画及び調整に関する事項

第2条第1号に次のように加える。

エ 市の予算その他財務に関する事項

第2条第2号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとする。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 情報防災部

ア 危機管理の統括に関する事項

イ 消防防災及び市民の安全安心に関する事項

ウ 共生社会の推進に関する事項

エ 行政改革に関する事項

オ 情報化に関する事項

カ 統計に関する事項

第2条第5号中イを削り、ウをイとし、同号に次のように加える。

ウ 介護保険に関する事項

第2条第6号を次のように改める。

(6) 育都推進部

ア こどもに関する事項

イ 保健に関する事項

ウ スポーツに関する事項

エ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

第2条第9号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(渋川市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 渋川市スポーツ推進審議会条例(平成18年渋川市条例第118号)の一部を次のように改正する。

第8条中「スポーツ健康部」を「育都推進部」に改める。

(渋川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 渋川市子ども・子育て会議条例(平成25年渋川市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部こども課」を「育都推進部こども政策課」に改める。

理 由

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>（1） <u>総合戦略部</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） <u>情報防災部</u></p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>（6） <u>育都推進部</u></p> <p>（7）・（8） （略）</p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第2条 <u>部</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>総合戦略部</u></p> <p>ア 秘書に関する事項</p> <p><u>イ</u> 市政の総合企画及び調整に関する事項</p> <p><u>ウ</u> 広報及び広聴に関する事項</p> <p><u>エ</u> 市の予算その他財務に関する事項</p> <p>（2） 総務部</p> <p>ア 議会及び行政一般に関する事項</p> <p>イ 文書及び法規に関する事項</p> <p>ウ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</p> <p><u>エ</u> 市の財産に関する事項</p> <p><u>オ</u> 契約及び工事の検査に関する事項</p> <p><u>カ</u> 市税に関する事項</p> <p><u>キ</u> その他他の所管に属しない事項</p> <p>（3） <u>情報防災部</u></p> <p><u>ア</u> 危機管理の統括に関する事項</p> <p><u>イ</u> 消防防災及び市民の安全安心に関する事項</p> <p><u>ウ</u> 共生社会の推進に関する事項</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>（1） <u>市長戦略部</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） <u>総合政策部</u></p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>（6） <u>スポーツ健康部</u></p> <p>（7）・（8） （略）</p> <p><u>（9） 危機管理監</u></p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第2条 <u>部等</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>市長戦略部</u></p> <p>ア 秘書に関する事項</p> <p><u>イ</u> 広報及び広聴に関する事項</p> <p>（2） 総務部</p> <p>ア 議会及び行政一般に関する事項</p> <p>イ 文書及び法規に関する事項</p> <p>ウ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</p> <p><u>エ</u> 市の予算その他財務に関する事項</p> <p><u>オ</u> 市の財産に関する事項</p> <p><u>カ</u> 契約及び工事の検査に関する事項</p> <p><u>キ</u> 市税に関する事項</p> <p><u>ク</u> その他他の所管に属しない事項</p> <p>（3） <u>総合政策部</u></p> <p><u>ア</u> 市政の総合企画及び調整に関する事項</p> <p><u>イ</u> 共生社会の推進に関する事項</p> <p><u>ウ</u> 行政改革に関する事項</p>

エ 行政改革に関する事項

オ 情報化に関する事項

カ 統計に関する事項

(4) (略)

(5) 福祉部

ア 社会福祉に関する事項

イ 高齢者に関する事項

ウ 介護保険に関する事項

(6) 育都推進部

ア こどもに関する事項

イ 保健に関する事項

ウ スポーツに関する事項

エ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

(7) ・ (8) (略)

エ 情報化に関する事項

オ 統計に関する事項

(4) (略)

(5) 福祉部

ア 社会福祉に関する事項

イ こどもに関する事項

ウ 高齢者に関する事項

(6) スポーツ健康部

ア スポーツに関する事項

イ 保健に関する事項

ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

エ 介護保険に関する事項

(7) ・ (8) (略)

(9) 危機管理監

ア 危機管理の統括に関する事項

イ 消防防災及び市民の安全安心に関する事項

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市スポーツ推進審議会条例（平成18年澁川市条例第118号）の一部改正
（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>育都推進部</u> スポーツ課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>スポーツ健康部</u>スポーツ課において処理する。</p>

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市子ども・子育て会議条例（平成25年澁川市条例第28号）の一部改正
（附則第3項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第7条 会議の庶務は、<u>育都推進部</u>子ども政策課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第7条 会議の庶務は、<u>福祉部</u>子ども課 _____ において処理する。</p>